

# 中学校体育連盟育成・強化対策費補助金交付要綱

滋賀県中学校体育連盟

## 1 交付目的

この補助金は、全国中学校体育大会および滋賀県中学校体育連盟が主催、主管する大会等において優秀な成績を収めるとともに、各競技種目の競技力向上ならびに普及等を図るための専門部の事業に対して、その経費の一部を補助し、本県中学生の体育・スポーツの振興と選手育成・強化に寄与することを目的とする。

## 2 事業内容

当初の目的を達成するために、本連盟各競技専門部が実施する選手育成強化事業（強化事業、指定校・クラブ活動指定強化、普及育成、組織強化、指導者養成）を対象に補助を行う。

## 3 補助金の額

- (1) 滋賀県競技力向上対策本部「中学校体育連盟育成・強化対策費補助金」の予算内で補助する。
- (2) 補助額は、滋賀県競技力向上対策本部の定めるところによる配分案（基礎配分・特別配分）に基づき、選手強化委員会を経て支部長・評議員会において決定した額とする。

## 4 補助金対象期間

4月1日から翌年2月末日までに実施された事業を対象とする。

## 5 関係書類に係る留意事項

- (1) 補助金交付事業であり、事業経費は補助金を上回ること。
- (2) 事業計画書および申請書  
専門部は、指定された期日までに別紙「事業計画書」「申請書」を提出すること。
- (3) 会計の処理  
本事業の会計担当は計画書・報告書に記載される「専門部会計担当」および「専門委員長」とし、補助金の振り込みは、「各専門部振り込み口座」とする。
- (4) 実績報告書  
専門部は、事業終了後速やかに（30日以内）「実績報告書」を提出すること。  
ただし、2月実施の事業については、2月末日までとする。
- (5) その他  
「滋賀県中学校体育連盟選手強化事業補助金の申請・報告について」に従うこと。

## 6 補助金対象経費

下記のとおりとする。

科 目		補助対象経費等の額および制限	
選 手 指 導 者	交通費	県外合宿・練習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校、活動拠点」から「目的地」を算出する</li> <li>・学生・団体割引額を基準とする</li> <li>・乗車を証明するものを添付する（領収書等） （日付と金額がわかれば、写真可、ICカード利用時は利用履歴で可）</li> </ul>
	宿泊費	民間施設利用	<b>【甲地】</b> 1泊2食付き 15,600円上限とし実費 素泊まり 14,000円上限とし実費 <b>【乙地】</b> 1泊2食付き 10,800円上限とし実費 素泊まり 9,200円上限とし実費
		公共施設利用 (セミナーハウス等)	実費（会館使用料・布団代等）
		素泊まり施設利用の 別途食費	1,600円上限とする（夕・朝食各800円、昼食は対象外） ＊（宿泊証明書・布団代領収書等の）宿泊を証明するものを提出すれば食費領収書は不要 ＊事業を終日実施の場合、2日目以降の昼食費については要相談 ＊補食費は対象外
		大会参加費等	実費（領収書添付）
講 師	交通費		実費（旅費支出明細提出）
	宿泊費		選手・指導者と同基準
	報償費（謝金）		時給換算5,000円（原則）を限度とし、1日あたりは30,000円上限（滋賀県教職員は対象外） ※ 帯同トレーナーについては要協議
会場借料・損料			実費
指導者講習会補助			参加に要する交通費、宿泊費、受講料対象に上限40,000円まで補助（交通費、宿泊費は選手・指導者と同基準、受講料は要領収書） 各専門部2名まで
他	消耗品購入費		単価100,000円未満・（但し書きありの領収書、品物の写真）補助金額の半額程度を目安とするが、消耗品購入が主となる事業にならないこと。
	備品購入費		対象外

（注）競技専門部が実施する県内研修会（講習会）の受講者に関する経費は、対象外とする。

【甲地】東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 他は【乙地】